

福岡県公報

平成17年9月2日
第2433号

目 次

告 示 (第1657号—第1669号)

○保安林の皆伐面積の限度の公表	(治山課) 1
○保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 2
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課) 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
○保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 3
○保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 3
○公共測量の実施	(土木管理課) 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 4

○道路の区域の変更	(道路維持課) 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) 5

公 告

○平成17年度後期技能検定実施	(職業能力開発課) 5
-----------------	-------------------

雑 報

○福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんの結果	(高速道路対策室) 9
-----------------------------	-------------------

告 示

福岡県告示第1657号

平成17年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢 部 川	筑後・矢部川 森林計画区	504.21
"	土砂流出防備保安林	"	"	168.94
"	水源かん養保安林	筑 后 川	"	581.08
"	土砂流出防備保安林	"	"	237.26
"	干害防備保安林	吉 井	吉 井 町	0.16
福岡	水源かん養保安林	福 岡	福岡森林計画区	850.03
"	土砂流出防備保安林	"	"	206.88
"	干害防備保安林	筑 紫 野	筑紫野市	1.20

遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川 森林計画区	1050.19
"	土砂流出防備保安林	"	"	92.13
"	干害防備保安林	嘉穂	嘉穂町	0.04
"	"	若宮	若宮町	—
"	"	穂波	穂波町	0.24
"	水源かん養保安林	北九州	遠賀川 森林計画区	341.64
"	土砂流出防備保安林	"	"	84.84
"	水源かん養保安林	今川	"	659.59
"	土砂流出防備保安林	"	"	223.04
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川 森林計画区 福岡森林計画区	195.95
遠賀川	"	北九州、遠賀川、今川	遠賀川 森林計画区	318.04

福岡県告示第1658号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡勝山町大字浦河内字鳶山1033から1035まで、1040

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び勝山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
築上郡大平村大字土佐井 (友枝地区第1換地区)	平成17年8月23日

福岡県告示第1660号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年7月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人芸術の森デザイン会議

(2) 代表者の氏名

津留 誠一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑後市大字山ノ井600番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県南部、特に矢部川流域の八女地方において、国際的な交流も視野に入れた芸術文化に関する事業を行い、地域文化の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1661号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市大字上白水442番1から4まで、442番7及び442番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日市大字上白水466番地

谷 フジエ 谷 恭子

福岡県告示第1662号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡久山町大字猪野字轟16の3、75の1、字臼木145の9、145の22、145の27、172の1、172の3、173の1、173の4、175の2、175の3、175の7、字東河内263の1、字畠283の1、284の1、286の1、290の1から290の3まで、291の1、291の2、293の3、293の4、293の12、295、314、325、字菴ノ山379、382の1、字永ノ谷414、422、字櫻葉485の1、499

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字畠314・字櫻葉485の1（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐はに係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1663号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月2日
福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
前原市大字雷山字金原25
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1664号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通大臣から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
---------	---------

北九州市八幡西区南西部	平成17年8月1日から 平成17年8月31日まで
-------------	-----------------------------

福岡県告示第1665号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鞍手郡宮田町大字倉久字小林2247番1、2247番3及び2247番4並びに字中山寺2264番1、2267番1、2268番1、2269番2及び2295番3（第1工区）
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2383
株式会社中山運輸 代表取締役社長 中山 博樹

福岡県告示第1666号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年10月17日農林水産省告示第1884号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び勝山町役場に備

え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
飯塚	一般国道	200号	前	嘉穂郡筑穂町大字桑曲216番1先から 同郡同町大字桑曲216番8先まで	25.2 ～ 32.0	30.0
			後	同上	28.4 ～ 42.5	30.0
直方	県道	福岡県直方線	前	鞍手郡若宮町大字福丸343番2先から 同郡同町大字福丸343番7先まで	18.5 ～ 34.5	55.5
			後	同上	18.7 ～ 35.0	55.5

福岡県告示第1668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年9月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	福岡県直方線	鞍手郡若宮町大字福丸343番2先から 同郡同町大字福丸343番7先まで

福岡県告示第1669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
行橋	県道	苅田線採銅所	前	京都郡苅田町大字南原1137番先から 同郡同町大字谷934番1先まで	3.5 ～ 16.7	4034.0
			前	同上	9.6 ～ 90.5	6182.0
			後	同上	3.5 ～ 42.0	4034.0
			後	同上	9.6 ～ 90.5	6182.0

公 告

公告

平成17年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

平成17年9月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の6までに定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、製版（DTP作業）、強化プラスチック成形（積層防食作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作

業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（立体図作成作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業及びプラント配管製図作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、印章彫刻（木口彫刻作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、義肢・装具製作（義肢製作作業及び装具製作作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

(3) 3級

機械検査（機械検査作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

(4) 単一等級

溶射（防食溶射作業及び肉盛容射作業）、電子回路接続（電子回路接続作業）、製麵（機械生麵製造作業）、エーエルシーパネル施工（エーエルシーパネル工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、特級及び単一等級の技能検定については一律15,700円とし、公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、別に掲げる表のとおりとする。

検定職種	技能検定試験手数料
さく井	15,700円

鋸	造	15,700円
金属加熱処理	理	15,700円
機械加工	工	15,700円
放電加工	工	15,700円
金属型製作	作	15,700円
金属プレス加工	工	15,700円
工場板金	金	15,700円
めつき	き	15,700円
ロープ加工	工	15,700円
仕上げ	げ	15,700円
機械検査	査	13,000円
ダイカスト	ト	15,700円
機械保全	全	15,700円
電子機器組立て	て	15,700円
電気機器組立て	て	15,700円
半導体製品製造	造	15,700円
プリント配線板製造	造	15,700円
自動販売機調整	整	15,700円
鉄道車両製造・整備	備	15,700円
時計修理	理	15,700円
光学機器製造	造	15,700円
内燃機関組立て	て	15,700円
空気圧装置組立て	て	15,700円
油圧装置調整	整	15,700円
建設機械整備	備	15,700円
農業機械整備	備	15,700円
冷凍空気調和機器施工	工	15,700円
婦人子供衣服製作	造	13,000円

紳士服製造	15,700円
和裁	11,500円
製版	15,700円
プラスチック成形	15,700円
強化プラスチック成形	15,700円
パン製造	15,700円
菓子製造	15,700円
建築大工	15,700円
かわらぶき	15,700円
配管	15,700円
厨房設備施工	15,700円
型枠施工	15,700円
鉄筋施工	15,700円
コンクリート圧送施工	15,700円
防水施工	15,700円
カーテンウォール施工	15,700円
自動ドア施工	15,700円
ガラス施工	15,700円
テクニカルイラストレーション	11,500円
機械・プラン製作図	11,500円
電気製図	11,500円
金属材料試験	15,700円
印章彫刻	15,700円
塗装	15,700円
義肢・装具製作	15,700円
舞台機構調整	15,700円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等在校生が3級を受検する場合の技能検定試験手数料

検定職種	技能検定試験手数料
機械検査	8,700円
プリント配線板製造	10,500円
時計修理	10,500円
和裁	7,700円
建築大工	10,500円
配管	10,500円
テクニカルイラストレーション	7,700円
機械・プラント製図	7,700円
電気製図	7,700円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成17年11月25日（金曜日）から平成18年2月19日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成17年11月18日（金曜日）に福岡県職業能力開発協会において掲示する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所

(ア) 1級及び2級 機械検査、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工及び金属材料試験 (イ) 3級 機械検査及び配管	平成18年1月29日 (日曜日)	
(ア) 1級及び2級 舞台機構調整	平成18年2月1日 (水曜日)	
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (イ) 1級及び2級 さく井、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、ロープ加工、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備（走行装置整備及び鉄道車両点検・調整に係るものに限る。）、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形（積層防食に係るものに限る。）、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、印章彫刻（木口彫刻に係るものに限る。）及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）	福岡県職業能力開発協会が指定する場所 平成18年2月5日 (日曜日)	
(ウ) 3級 時計修理、建築大工及び機械・プラント製図（機械製図手書きに係るものに限る。）		

(エ) 単一等級 バルコニー施工		
(ア) 1級及び2級 機械保全、半導体製品製造、プリント配線板 製造、和裁、製版（DTPに係るものに限る。） ）、厨房設備施工、自動ドア施工、テクニカル イラストレーション（立体図作成に係るものに 限る。）、電気製図及び義肢・装具製作		
(イ) 3級 プリント配線板製造、和裁、テクニカルイラ ストレーション及び電気製図	平成18年2月12日 (日曜日)	
(ウ) 単一等級 溶射、電子回路接続、製麺（機械生麺製造に 係るものに限る。）及びエーエルシーパネル施 工		

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

- ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早5丁目2番24号 電話 092-671-1238番）へ提出すること。
- イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。
- ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。
- エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便によること。

(2) 受付期間

- ア 受検申込みの受付期間は、平成17年9月26日（月曜日）から同年10月7日（金曜日）まで（午前9時から午後5時まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受

付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成17年10月7日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、福岡県生活労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問い合わせは、福岡県生活労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話 092-643-3604ダイヤルイン）又は福岡県職業能力開発協会に対して行うこと。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第3号

福岡北九州高速道路債券の定期償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定しましたので福岡北九州高速道路債券規程第15条の第1項の規定により公告します。

平成17年9月2日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

銘柄	券面金額	証券番号	償還期日	償還額(千円)

第92回福岡北九州 高速道路債券	100万円	11,152 ~ 11,193 13,039 ~ 13,611	平成17年9月28日	615,000
第94回福岡北九州 高速道路債券	100万円	15,471 ~ 16,097	平成17年9月28日	627,000
第98回福岡北九州 高速道路債券	100万円	14,094 ~ 14,963	平成17年9月24日	870,000
第100回福岡北九州 高速道路債券	100万円	381 ~ 1,130	平成17年9月23日	750,000